

チームオレンジ尼崎サポーター活動要綱

(目的)

第1条 この要綱は、チームオレンジ尼崎（以下「チーム」という。）の活動を推進するにあたり、チームの中心であるサポーターの活動の細目などを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認知症サポーター養成講座

認知症について正しい知識を学ぶことなどを目的とした講座

(2) 認知症サポーターステップアップ講座

認知症サポーター養成講座を受講した人が、認知症の人を実際に支援するための知識や技能を身につけることなどを目的とした講座

(サポーター)

第3条 サポーターは、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たし、かつチームで週1回から月1回程度活動できる人とする。

(1) 認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターステップアップ講座を受講した人もしくは受講予定の人

(2) 認知症の人（MC I（軽度認知症）や確定診断の有無は問わない）

(3) その他市長が必要と認める人

(サポーター登録)

第4条 前条第1項に定める人が、サポーターへの登録を希望する場合は、チームオレンジ尼崎サポーター登録に係る申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。ただし、申請書の提出は、認知症サポーターステップアップ講座の受講を以って代えることができる。

(サポーターの脱退及び登録の取消し)

第5条 自己の都合によりサポーターを脱退する場合は、速やかに市長に連絡すること。また、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、登録の取消しができるものとする。

(1) 法令などに違反する行為を実施したとき

(2) 暴力団員並びに暴力団密接関係者であることが判明したとき

(3) 活動中に、政治、宗教又は営利を目的とした活動を行ったとき

(4) その他市長が登録の取消しと認めたとき

(チームリーダーの配置)

第6条 チームにはリーダーを配置し、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

(1) サポーターの意見集約

(2) サポーターの出欠確認

(3) その他市長が必要と認めた役割

(活動内容)

第7条 サポーターの活動は、次に掲げる内容とする。

- (1) 認知症の人への外出補助や見守り、話し相手などの支援
- (2) 認知症の人を介護する家族や近隣の方への悩み事の相談対応、アドバイスなどの支援
- (3) 認知症の普及啓発
- (4) その他市長が必要と認める活動

(活動場所)

第8条 サポーターの活動は、原則尼崎市内とする。

(報酬)

第9条 サポーターの報酬は、原則無報酬とする。

(遵守事項)

第10条 サポーターは、次の各号を掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動の中で知り得た情報を本人の承諾なく、開示、漏えい、利用してはならない。なお、チームを脱退した場合も同様とする。
- (2) 活動とは無関係な行為を行ってはならない。
- (3) 市の承諾を得ずにサポーターを標榜した活動を行ってはならない。
- (4) サポーターとしての信頼を失う行為を行ってはならない。

(実施の細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この活動についての必要な事項は、主管課長が定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。